

市の福祉サービスをご紹介します

わが国では、諸外国にも例を見ない速さで人口の高齢化が進んでいます。また、その一方で少子化も進んでいる状況です。

こうした中で、高齢者福祉や児童・母子福祉などの福祉サービスの需要は、ますます増えてきています。

市では、「健康で安心して暮らせるまちづくり」を目指して、各種の福祉サービスを提供しています。そこで、この特集では、市の福祉サービスの主なものについて、みなさんにご紹介します。

高齢者福祉

介護・高齢福祉課

☎54-8170・54-8190



介護保険によるサービス

介護保険第一号被保険者（65歳以上の人で、寝たきりや痴呆などで介護が必要な人または家事や身支度など日常生活の上で支援が必要な人）第二号被保険者（40歳～64歳の人で、国が定める特定の疾病が原因で介護や支援が必要な人が介護を必要と認定されると、必要な介護の程度によってさまざまな介護サービスを利用できます。なお、費用の1割は負担していただきます。

介護保険によるサービスには、在宅サービスと施設サービスがあります。

在宅サービス

自宅で受けるサービス

訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが訪問し、身の回りのお世話をします

訪問入浴介護

訪問入浴車が出向いて、居室での入浴を介助します。

訪問看護

主治医との連携の下で、診療所や病院などの看護婦などが訪問し、診療上のお世話や必要な診療の補助をします。

訪問リハビリテーション

病院や診療所の理学療法士などが訪問し、心身機能の維持回復のために必要なりハビリテーションを行います。

居宅療養管理指導

通院が困難な人を対象に、病院や診療所などの医師などが訪問し、心身の状況や生活環境などを踏まえて療養上の管理や指導をします。

施設へ通って受けるサービス

通所介護（デイサービス）

老人デイサービスセンターなどへ通っていただき、入浴や食事、機能訓練、趣味的活動などのサービスを行います。

通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院などの施設に通っていただき、心身機能の維持・回復を図りながら、日常生活の自立に必要なリハビリテーションを行います。

短期入所生活介護

介護している家族が病気や介護疲れ、旅行などで一時的に介護ができない場合に、特別養護老人ホームに短期間入所していただき、入浴や排泄、食事などの介護や機能訓練のサービスを行います。

短期入所療養介護

老人保健施設や病院（療養型病床群など）に短期間入所していただき、看護や医学的管理の下での介護、そのほか必要な医療や日常生活の世話をいたします。

そのほかの在宅サービス

福祉用具貸与

心身の機能が低下して日常生活に支障のある人を対象に、日常生活を容易にするための福祉用具や機能訓練のための用具を貸与します。

貸出物品目＝車いす、特殊寝台、歩行器、スロープなど

福祉用具購入費の支給

介護や支援が必要な人を対象に、日常生活を容易にするために必要な福祉用具を購入するときに、その費用を支給します。なお、購入費用はいったん全額支払っていただき、後日9割分を支給します。購入前に、申請をしてください。

対象＝腰掛け便座、入浴補助用具など
支給限度額＝年間10万円

住宅改修費の支給

介護や支援が必要な人が、日常生活を容易にするために手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修を行うときに、その費用を支給します。なお、工事費用はいったん全額支払っていただき、後日9割分をお支払いします。工事の前に、申請をしてください。

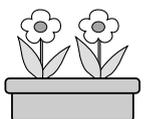
支給限度額＝一家屋につき20万円

特定施設入所者生活介護

有料老人ホームやケアハウスの入所者を対象に、その施設で入浴や排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活や療養上の世話をするとともに、機能訓練のサービスを行います。

痴呆対応型共同生活介護（痴呆性高齢者グループホーム）

比較的安定状態にある痴呆性の人に少人数で共同生活をしていただき、入浴や排泄、食事などの介護やそのほかの日常生活の世話や機能訓練のサービスを行います。



高齢者福祉
介護・高齢福祉課
 ☎54-8170・54-8190



施設サービス
介護老人福祉施設

身体または精神に著しい障害があるために常に介護が必要な人で、在宅の生活が困難な人を対象に、介護サービスを行います。

介護老人保健施設
 病状の安定期にあって入院治療を受ける必要のない人を対象に、リハビリテーションや医学的な管理の下での看護・介護などのサービスを行います。

介護療養型医療施設
 病状が安定している長期の療養患者で、カテーテルを装着しているなどの常時医学的な管理が必要な人に指定された病院に入院していただき、医学的な管理の下で看護・介護などのサービスを行います。

低所得者の利用者負担の軽減

高額サービス費の払い戻し
 一カ月の介護サービスにかかった費用が一定の上限を超えた場合は、その超えた分が高額サービス費として払い戻されます（該当する人には市役所から連絡します）。

社会福祉法人などによるサービスの利用者負担の減額

市の指定を受けた社会福祉法人などによるサービスを利用した人は、利用者負担額が二分の一に減額されます。

利用者負担の減免
 災害そのほかの理由で収入に著しい

減少があり、費用の自己負担が困難な場合には、自己負担額が減免されます。

介護保険以外のサービス

介護保険に関連する福祉サービス

おむつ支給事業
 在宅で常時おむつを使用し、要介護認定において「要介護3」以上の人を対象に、おむつにかかる経費の一部を補助します。

支給限度額 = 一カ月7,500円（おむつ引換券を支給）

家族介護慰労事業
 要介護認定において「要介護4」以上の人を介護している市民税非課税世帯の家族が、要介護認定後一年間、介護サービスを利用しなかった場合に、介護慰労金（10万円）を支給します。

介護予防や生活支援を目的とした福祉サービス

訪問給食事業
 調理が困難な65歳以上のひとり暮らしの人や75歳以上の高齢者が家族を介護している世帯などを対象に、自宅に給食（昼・夕食）を届けます（日曜日と祝・休日を除く）。

緊急通報機能付電話の貸与
 高血圧症や心臓疾患などで突発的に助けが必要となる可能性がある65歳以上のひとり暮らしの人などを対象に、緊急通報機能付電話を貸与します。

徘徊高齢者家族支援サービス
 痴呆性などにより徘徊するおそれのある人を対象に、事故の防止を図るため、携帯用発信機の購入費を補助します。

在宅介護支援センター事業
 在宅の高齢者やその家族の身近な相

談窓口として、必要な福祉サービスの調整や在宅介護の専門的な相談、申請代行などを行います。

高齢者の社会参加支援

老後の生活を健全で豊かなものにするため、老人クラブに対して運営費の一部を補助します。また、高齢者の健康や体力の維持・増進と交流を目的に、ゲートボール場などの整備費の助成を行っています。このほか、市内にある老人福祉センターを、高齢者の憩いの場となるよう、入浴や機能訓練、会合などの場として開放しています。

敬老事業

9月15日現在で80歳以上の人を対象に、長寿をお祝いして敬老金を贈ります。また、1月1日現在で75歳以上の人を対象に、バスや鉄道回数券、理容・美容補助券などの敬老サービス券を配布します。

そのほか、地域で行う敬老事業に対して補助を行います。

介護サービスの利用方法

介護サービスを利用するためには、介護が必要かどうか、また、どの程度の介護が必要かという認定を受ける必要があります。認定手続きは次のように進められます。

市役所の窓口などで申請

調査員による訪問調査とかかりつけ医師の意見書の提出

介護認定審査会

決定通知

（介護が必要と認められた場合）

介護サービス計画の作成

介護サービスの利用開始
 施設サービスを希望する場合は、直接施設へ申し込んでください。

市社会福祉協議会
 ☎ 54-8265
 FAX 54-6486



福祉相談（専用☎54-2411）

福祉総合相談...月～金曜日 午前9時～午後4時
 高齢者・障害者住宅改造などの相談...第1・3月曜日 午後1時～4時
 心配ごと相談...月・

木曜日 午前10時～正午と午後1時～4時
 いずれも祝・休日を除く

ボランティアに関すること
 (☎54-8144)

ボランティア活動に参加したい人やボランティアの援助を必要としている人、福祉やボランティアについて学習したい人などの相談に応じます。



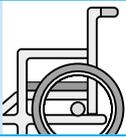
地域福祉権利擁護事業
 (☎54-2433)

お年寄りや障害のある人で、日常生活における判断能力が不十分な人が地域で安心して生活できるよう、各種の相談に応じます。

対象となる人と社会福祉協議会が契約を結び、福祉サービスの利用のお手伝いや日常生活に必要な預貯金の引き出しなどの金銭管理なども行います。

障害者(児)福祉 障害福祉課

☎54-8171 FAX54-3016
E-mail:syougai Fukushi@city.yokkaichi.mie.jp



身体障害者手帳や 療育手帳の交付

身体障害者手帳は、身体に一定の障害のある人が各種のサービスを利用する時に必要な手帳です。また、知的な障害がある人には、各種の指導や援助などが容易に受けられるように療育手帳を交付しています。

補装具の交付と修理

身体障害者手帳をお持ちの人を対象に、補装具の交付や修理を行います。なお、所得に応じた自己負担が必要です。

補装具の種類=義肢、車いす、歩行補助づえ、盲人安全づえ、補聴器など

日常生活用具の給付

重度の心身障害者や難病患者の人を対象に、在宅生活に必要な用具の給付を行います。なお、所得に応じた自己負担が必要です。

用具の種類=視覚障害...盲人用テプレコーダー、時計など 肢体障害...

各種助成制度もご利用ください

タクシーの利用料金

心身に重度の障害のある人がタクシーを利用するときに、料金の一部を助成します。なお、所得制限があります。また、車いすや寝たきりの人は、低料金でリフトタクシーを利用できます。

自動車の改造や燃料費用

身体に重度の障害のある人などが就職したり外出したりする機会を多くし、積極的に社会に参加できるように、自動車の運転訓練や改造、燃料などの費用を助成します。なお、所得制限があります。また、身体に障害のある人などには、有料道路の通行料金割引証を交付します。

住宅の改造

肢体に重度の障害のある人が日常生活を容易にするために住宅改造を行うときに、改造費用の一部を助成します。なお、所得制限があります。

浴槽、シャワーチェア、特殊寝台など 聴覚障害...ファクスなど

ホームヘルパーなどの 派遣サービス

ホームヘルパー

日常生活が困難な重度心身障害者(児)・難病患者などの家庭をホームヘルパーが訪問して、家事や介護などのお世話をします。なお、所得に応じた自己負担が必要です。

ガイドヘルパー

重度の視覚障害や全身性障害のある人が病院などに外出する場合に、ガイドヘルパーを派遣して付き添い介助します。なお、所得に応じた自己負担が必要です。

手話通訳者・要約筆記奉仕員

聴覚などに障害のある人のコミュニ

ケーションを円滑にするため、必要に応じて手話通訳者または要約筆記奉仕員を派遣します。

ショートステイやデイサービス

重度の心身障害者(児)を家庭で介護している人が病気などの理由で一時的に介護できない場合に、施設などで短期間、障害者(児)をお世話します。なお、自己負担が必要です。

このほか、心身に障害のある在宅の人を対象に、施設で機能訓練、入浴や給食、文化・教養活動などを行っていただく「デイサービス」などもあります。

なお、ホームヘルプサービスなどの介護保険サービスと共通するものについては、介護保険サービスを利用していただくことが基本となります。

児童・母子福祉

児童福祉課

☎54-8172



保育園

市内には、公・私立合わせて46の保育園があり、仕事や出産、病気、看護などの理由で家庭で保育できない子どもを預ります。また、冠婚葬祭や保護者のリフレッシュのために、一時的に子どもを預かる保育園もあります。

このほか、病児保育室(愛称「カンガルー」☎51-4152)では、病気はほとんど回復してはいるものの、まだ保育園や小学校などでの集団生活に不安のある子どもを一時的に預かります。また、保育園に通っていない子ど

母子家庭などへの貸し付け

母子家庭や寡婦の人の経済的自立への援助や児童福祉の増進を図るための貸付制度があります。詳しくは、母子福祉センター(☎54-8277)へ。

このほか、奨学資金制度もご利用ください。

問い合わせ=市奨学会奨学資金...教育総務課(☎54-8236) 日本育英会貸付...在学中の高校や大学

もとその保護者を対象に「遊ぼう会」を開催するほか、子育てについての不安や疑問などの相談にも応じます。

子育てショートステイ

病気や出産などで、家庭で子どもの面倒が見られないとき、一時的に24時間体制で預かります(有料)。

家庭児童相談室

18歳までの子どもとその家族に関するあらゆる相談に応じます。相談についての秘密は厳守されます。

相談日時=月~金曜日(祝・休日を除く) 午前9時~午後4時30分
問い合わせ=家庭児童相談室(総合会議3階 ☎54-8276)

子どもの虐待防止ホットライン よっかいち(☎53-5110)

一人で悩んでいる保護者や子ども、「もしや虐待」と気付いた人などからの相談に、電話で応じます。相談は無料で、秘密は厳守されます。

相談日時=月~金曜日(祝・休日を除く) 午前8時30分~午後5時

Eメールアドレス=kodomo-hot@city.yokkaichi.mie.jp

児童館

児童館は、18歳までの子どもとその保護者が自由に遊べる施設です。図書室や遊戯室、工作室などがあり、専任の児童厚生員が遊びや活動の指導をしています。

塩浜児童館(大字塩浜 ☎46-7332)
橋北児童館(新浜町 ☎31-8199)
北部児童館(富州原町 ☎64-5444)
こどもの家(諏訪栄町 ☎51-3933)

各種手当と福祉医療 保健福祉課

☎54-8163・54-8164



児童手当（特例給付）

受給者＝義務教育就学前の児童を養育している人（所得制限があります）
支給月額＝第1～第2子... 5,000円
第3子以降...10,000円

児童扶養手当

受給者＝父母の離婚や父の死亡・遺棄などにより、父と生活を共にしていない児童を養育している母または養育者。父が重度障害の場合も対象になります。なお所得制限があります。また、請求事由の発生から5年を過ぎると請求できません。手当の対象は満18歳に達する日以後、最初の3月までの児童（障害児の場合は20歳の誕生日まで対象を延長） 支給月額＝児童1人の場合 全額支給... 42,370円 一部支給... 28,350円 児童2人目...5,000円 3人目以降は1人増すごとに3,000円加算

特別児童扶養手当

受給者＝身体障害者手帳1級から4級の一部（平衡機能障害は5級まで）療育手帳AまたはB（中度）に該当す

る20歳未満の障害者を養育している父もしくは母、または養育者（所得制限があります） 支給月額＝1級... 51,550円 2級...34,330円

障害児福祉手当

受給者＝日常生活において重度の障害のために常時介助が必要な20歳未満の障害児で、身体障害者手帳1級と2級の一部、療育手帳A（最重度）の人（一応の目安で、手帳を所持していなくても受給できる場合もあります。なお、所得制限があります） 支給月額＝14,610円

特別障害者手当

受給者＝日常生活において重度の重複障害のために常時特別の介護が必要な20歳以上の在宅障害者で、身体障害者手帳1級と2級の一部および療育手帳A（最重度）の人（一応の目安で、手帳を所持していなくても受給できる場合もあります。なお、所得制限があります） 支給月額＝26,860円

重症心身障害者（児）手当

受給者＝市内に在住する重度障害者（児）で身体障害者手帳1・2級または療育手帳Aの人（所得制限はありません） 支給月額＝4,000円



各手当の制度により、受給者または対象児が施設などに入所・入院していたり、公的年金を受給している場合、手当での支給が制限されることがあります。

医療費の助成

老人医療費...68・69歳の人を対象 心身障害者医療費...1～3級の身体障害者と知能指数が70以下と判定された人が対象 乳幼児医療費...3歳未満の乳幼児が対象 一人親家庭等医療費...18歳未満の児童を扶養している母子家庭の母子および父子家庭の父子や父母のいない18歳未満の児童が対象。父母が1～3級の身体障害者の場合も対象となります。なお、いずれも所得制限があります

四日市市社会福祉事業 振興基金にご協力を！

市では、民間の社会福祉事業の振興を図るための資金づくりとして、「四日市市社会福祉事業振興基金」を設けています。その基金から生まれる利子は、四日市市社会福祉協議会を通じて、老人・障害者・母子・地域福祉向上のための事業に当てられています。税法上の優遇措置も受けられますので、みなさまの温かいご協力をお願いします。

詳しくは、保健福祉課（☎54-8109）へ。

社会福祉事務所と社会福祉協議会の業務

保健福祉課（市役所3階）

社会係（☎54-8163）

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当（経過措置）、重症心身障害者（児）手当、在日外国人福祉給付金の支給

民生委員児童委員、保護司

戦没者遺族等援護法（特別弔慰金を含む）

災害救助、日赤、社会を明るくする運動

社会福祉事業振興基金（寄付金）

医療費係（☎54-8164）

老人保健法に基づく医療（70歳以上および65歳以上の重度障害者）

老人医療費（68・69歳）、乳幼児医療費（0・1・2歳）、心身障害者医療費、一人親家庭等医療費の助成

介護・高齢福祉課（市役所3階）

認定審査係（☎54-8190）

介護認定に関する申請、調査、審査
保険料係（☎54-8190）

第一号被保険者の被保険料の賦課、徴収

介護保険の給付

高齢福祉係（☎54-8170）

高齢者福祉サービス、介護予防・生活支援サービス

管理係（☎54-8170）

高齢者の社会参加・敬老事業

障害福祉課（市役所3階）

（☎54-8171 FAX54-3016）

身体障害者手帳、療育手帳の交付・返還

ホームヘルパー・ガイドヘルパーの派遣

手話通訳者の派遣

重度心身障害者タクシー乗車券の交付

はり・きゅう・マッサージ補助券の交付

日常生活用具、補装具の給付
住宅改造費の補助

保護課（市役所3階）

（☎54-8166）

生活保護

行旅病人および同死亡人

児童福祉課（市役所3階）

児童母子係（☎54-8172 FAX57-5260）

保育園への入所

母子生活支援施設への入所

市社会福祉協議会（総合会館2階）

（☎54-8265 FAX54-6486）

ボランティアに関すること

（ボランティアセンター ただし、土・日曜日、祝・休日を除く）

地域福祉権利擁護事業

生活福祉資金貸付事業

共同募金および歳末たすけあい募金運動

